

令和 8 年 10 月 8 日

石垣市長 中 山 義 隆 殿

石垣市下水道事業審議会

会長 黒 島 栄 作



石垣市下水道使用料及びし尿処理施設使用料の見直しについて（答申）

貴職より、令和 8 年 6 月 4 日付石建下第 149 号により諮問のあった「石垣市下水道使用料及びし尿処理施設使用料の見直しについて（諮問）」について、石垣市下水道事業審議会における審議の結果を別紙のとおり答申いたします。

答申書

答申の結論

石垣市の下水道使用料は、実質的な値上げを一度も行っておらず、現在の家庭用使用料は、1 か月当たり 20 m³で 1,430 円となっています。これは県内平均を下回っており、国が基準とする 20 m³当たり 3,300 円にも達していません。

現在の石垣市の下水道使用料体系では、汚水処理に係る経費を賄うことができず、一般会計からの補助金（基準外繰入金）に依存している状態が続いています。そのため、公営企業の原則である「独立採算の原則」が成り立っていないのが現状です。

また、し尿処理施設使用料については、令和 3 年に石垣西浄化センターし尿受入施設の運用開始に伴う使用料が追加されたものの、石垣市し尿処理場使用料は、平成 16 年の改定から 22 年が経過しています。

今後は、下水道施設及びし尿処理施設のいずれについても、老朽化に伴う施設・設備の更新費用の増加が見込まれており、経営環境はさらに厳しくなることが懸念されます。

加えて、国において下水道事業の補助金交付要件として、持続可能な経営戦略に基づく経費回収率向上ロードマップの策定や、使用料水準の適切な検証・見直しが強く求められています。

以上のことから、本審議会において「石垣市下水道使用料及びし尿処理施設使用料の見直し」について審議を行った結果、将来にわたり事業の持続的かつ安定的な運営を維持していくためには、下水道使用料及びし尿処理施設使用料の改定による値上げが必要であると判断します。

その上で、下水道使用料の値上げに際しては、使用料の急激な増加による市民生活への影響等を考慮するとともに、特に少量利用者に十分配慮する必要があります。また、し尿処理施設使用料については、適正な受益者負担を求める必要があります。

これらを踏まえ、具体的な料金体系（料金表）については、別紙の「石垣市下水道使用料改定表」及び「石垣市し尿処理施設使用料改定表」が妥当であると認めます。

特に、下水道使用料については、市民生活への急激な負担増を緩和し、着実な経営健全化を図る観点から、算定期間 10 年間に段階的に 4 回の料金改定を行うことを答申します。

なお、本答申には、次のとおり、審議会からの付帯意見を付すこととします。

付帯意見

- ・ 下水道使用料及びし尿処理施設使用料の値上げに係る条例改定案を上程する際

は、議会や市民に対し、改定の趣旨及び内容等について十分に理解していただくため、「広報いしがき」等を通じた事前啓発をはじめ、効果的な周知・広報活動に努めること。

- ・下水道課は、生活環境改善、公共用水域の水質保全等のため下水道接続率の向上を図り、下水道使用料の値上げ以外にも収益が向上する働きかけや施策を工夫して実施すること。
- ・石垣市下水道事業経営戦略については、本審議会の審議内容および答申内容を踏まえ見直し、改定を行うこと。
- ・下水道使用料及びし尿処理施設使用料については、社会情勢及び経済状況等を考慮した見直しを5年に1回程度行うことにより、適切な経営環境の確保に努めること。
- ・今回の改定以降、し尿処理施設使用料の受益者負担率については、35%から40%の間で設定すること。

石垣市下水道使用料改定表

【答申】※消費税別

使用料：円

種別	区分	水量	使用料 (現行)	使用料 (R9～ R11)	使用料 (R12～ R14)	使用料 (R15～ R17)	使用料 (R18～)
一般家庭排水	基本料金	～10 m ³	600	—	—	—	—
	基本使用料	—	—	500	700	800	900
	従量使用料 (1 m ³ につき)	1～10 m ³	—	40	60	80	90
		11～20 m ³	70	60	70	100	140
		21～30 m ³	80	80	90	130	180
		31～40 m ³	90	100	100	140	200
		41～50 m ³	90	130	110	150	220
		51 m ³ ～	90	140	120	160	240
業務用排水	基本料金	～10 m ³	800	—	—	—	—
	基本使用料	—	—	700	900	1,100	1,200
	従量使用料 (1 m ³ につき)	1～10 m ³	—	90	130	160	200
		11～20 m ³	90	110	150	190	230
		21～30 m ³	90	140	170	220	270
		31～40 m ³	105	160	200	250	300
		41～50 m ³	105	190	240	280	330
		51 m ³ ～	120	200	250	300	350
浴場排水		1 m ³ につき	50	50	50	50	50

水道の用途別(営業用、官公署用、供用、臨時用)を含めて営業用とし、それを業務用排水用に適用する。

石垣市し尿処理施設使用料改定表

【答申】※消費税込

使用料：円

区分	施設名	単位	使用料 (現行)	使用料 (R9～)
廃棄物処理業者	石垣市し尿処理場	2.0 キロリットル未満	600	1,800
		2.0 キロリットル以上 3.0 キロリットル未満	900	2,700
		3.0 キロリットル以上	1,200	3,600
	石垣西浄化センターし尿受入施設	1.0 キロリットルにつき	324	1,000